

女川原子力発電所 2 号炉
安全避難通路等について
審査会合における指摘事項の回答

平成 2 7 年 6 月 2 日

東北電力株式会社

目 次

No.	管理 番号	分類	項目	審 査 会合日	備 考
1	197 - 5	共通	新たに追加される施設等については、当該条文への適合性を網羅的に説明すること。特に当該施設等における操作に係る作業用照明だけではなく、安全避難通路についても、新たに設置したり、再検討を行う場合は、第11条への適合性について具体的に説明すること。	H27. 2.19	本日回答 回答(1)
2	197 - 6	共通	作業用照明は、DBで想定される作業に十分な数量等が確保できるよう検討すること。また、バッテリーを交換することにより電源を確保する場合は、交換の成立性についても併せて説明すること。	H27. 2.19	本日回答 回答(2)

No.1【指摘事項：197 - 5】

・新たに追加される施設等については、当該条文への適合性を網羅的に説明すること。特に当該施設等における操作に係る作業用照明だけではなく、安全避難通路についても、新たに設置したり、再検討を行う場合は、第11条への適合性について具体的に説明すること。

1. 回答

新たに設置する扱いとなる緊急時対策所について、安全避難通路に関する説明を追記いたします。

(資料2 - 2 - 3, p.3, 21~22)

今後の設計基準事故の審査において、追加の現場操作が必要となった場合は都度作業用照明の要否について整理していきます。

(資料2 - 2 - 3, p.23)

No.2【指摘事項：197 - 6】

- ・作業用照明は、DBで想定される作業に十分必要な数量等が確保できるよう検討すること。また、バッテリーを交換することにより電源を確保する場合は、交換の成立性についても併せて説明すること。

1. 回答

作業用照明は、現場で必要となる作業を踏まえ、現場操作等の作業を実施する場所および当該場所へのアクセスルートに十分な数量を設置します。

作業用照明が機能喪失した場合において、現場操作や機器の動作確認を行えるよう初動対応する運転員数に余裕を見た可搬型照明を中央制御室に保管します。

(資料2 - 2 - 3, p.2~4, 44)